令和6年2月7日 子ども・若者部 子 ど も 家 庭 課

養育費確保支援に係る公正証書等作成支援事業の実施について

1 主旨

離婚したひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費確保は非常に重要である。令和2年4月の民事執行法の一部改正では、不払い養育費の強制執行においても、債務者の財産開示や差押えにかかる手続きの見直しが行われたことにより公正証書や家庭裁判所における調停等による養育費の取り決めの実効性が強化された。

令和5年度世田谷区ひとり親家庭調査の速報結果では、53.9%が養育費を受け取っておらず、そのうち17.0%が養育費について取り決めをしていなかったと回答している。また、養育費を受け取っている人のうち65.8%が公正証書や調停書等で取り決めを行っているが、未だ30.3%が公正証書や調停によらない文書や口約束で取り決めをしている。

区は、これまで養育費に関する相談支援や情報の周知について取り組んできた。 令和6年度は、引き続き相談支援により養育費の取決めの重要性の理解を促進をすると共に、この取決めの実効性を高め、子どもの監護・教育に必要な養育費のさらなる確保を支援するため、公正証書の作成費用等の助成を行う。

2 養育費確保支援に係るこれまでの区の取組み

(1)養育費相談会の実施(平成28年度~)

離婚後の子どもの権利を守る視点から養育費の取り決めが適切になされるよう 区民利用施設等で養育費相談会を開催(年6回)。

(2) 戸籍との連携強化(令和3年度~)

戸籍窓口等で、離婚届けを受取りに来た方等のうち希望する方に対し、養育費や親子(面会)交流の取り決めに関するパンフレットやひとり親家庭向け冊子等を茶封筒に入れて渡すことにより普及啓発を行っている。

(3) 家族のための ADR※センターとの協定(令和3年度~)

一般社団法人家族のための ADR 推進協会(家族のための ADR センター)と、ひとり親家庭等の離婚前後の親支援の取組に対する相互周知協力等について協定を締結した。※ADR (Alternative Dispute Resolution)…裁判外紛争解決手続。裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続きのこと。裁判所や法務大臣の認可を受けた民間事業者が実施している。

(4)離婚前後の親支援講座の実施(令和5年度~)

離婚前後の父母を対象に親の離婚が子どもに与える影響や養育費・親子(面会)交流等の取決めの重要性等について、離婚前後の親支援講座を開催(年2回)。

3 事業内容について

(1) 対象者

世田谷区在住のひとり親家庭の親または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の者のうち、助成対象費用を負担した者。

(2) 助成対象費用

以下のいずれかの費用のうち、養育費の取決めに係る費用(上限43,000円)。

- ア)公正証書(強制執行認諾条項付きに限る)による取り決めにかかった公証 人手数料
- イ)家庭裁判所(調停・審判・裁判)での申立てにかかった費用(収入印紙代 や添付書類取得代等)
- (3) 申請受付

子ども家庭課へ窓口持参・郵送または電子申請サービスにより受付を行う。

4 令和6年度予算(案)

総額 947千円

【内訳】

(1) 助成費(負担金補助及交付金) <u>918,000 円</u> (@17,000 円×54 件)

公証人手数料は、養育費の総額(上限10年分)によって変動するため、令和3年度全国ひとり親家庭等調査における養育費の平均月額50,485円に相当する手数料17,000円/件にて積算。見込み件数は、すでに事業を実施している練馬区の令和3年度実績に人口比×85%分を初年度見込とする。

(2)事務経費(印刷製本費等) 28,600 円 (チラシ@5.2 円×5,000 枚+税)

【特定財源】

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 473,000 円

(補助率 1/2:基準額 946 千円)

養育費確保支援事業補助金(都補助金) 236,000 円

(補助率 1/4: 基準額 946 千円)

5 周知

令和6年4月より、戸籍窓口や各支所子ども家庭支援課等の関係機関の窓口での チラシの配架、区ホームページ、ひとり親家庭メールマガジン、SNS等を利用し 周知する。

6 今後のスケジュール(予定)

令和6年4月 事業開始